

令和 8 年度香川県自殺対策連絡協議会を開催します

本県の自殺対策事業の総合的な推進を図り、県内の関係機関の効果的な連携や情報交換・協議を進めるため、令和 8 年度の香川県自殺対策連絡協議会を開催します。

令和 8 年 4 月に自殺対策基本法の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体は、こどもの自殺防止に係る協議会を設置できることとなりました。

本協議会は、今回から新たに県内市町や児童相談所にも参加していただき、自殺対策基本法第 23 条第 1 項の規定による協議会の機能を有するものとして、こどもの自殺予防等についても必要な情報の交換を行います。

1 日 時 令和 8 年 8 月 26 日（水） 14：00～

2 実施方法等 Web 会議にて実施
（事務局会場：県庁北館 3 階 301 会議室）

3 議 題 （1）法定協議会の設置について
（2）香川県の自殺の現状について
（3）第 2 期いのち支える香川県自殺対策計画について
（4）令和 8 年度の自殺対策の取組みについて
（5）こどもの自殺の防止に係る取組みについて
（香川県こども・若者の自殺危機対応チーム事業について）

4 参 考 香川県自殺対策連絡協議会 構成者名簿（裏面名簿）

※改正自殺対策基本法 第 23 条第 1 項（令和 8 年 4 月 1 日施行）

地方公共団体は、第 19 条（自殺発生回避のための体制の整備）及び第 20 条（自殺未遂者等の支援）の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができる。

【香川県自殺対策連絡協議会 構成者】

特定非営利活動法人 グリーフワークかがわ理事長

特定非営利活動法人 マインドファースト理事長

社会福祉法人 香川いのちの電話協会理事長

一般社団法人 香川県医師会常任理事

香川県公認心理師協会長

香川県市長会事務局長

香川県精神神経科診療所協会長

香川県町村会事務局長

香川県内各市町の関係担当課長

香川県臨床心理士会長

香川産業保健総合支援センター副所長

香川大学医学部人間社会環境医学講座教授

香川労働局労働基準部健康安全課長

一般社団法人 日本精神科看護協会香川県支部長

(※ 五十音順)

香川県健康福祉部理事

香川県健康福祉部次長

香川県健康福祉部保健福祉総務課長

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

香川県健康福祉部障害福祉課長

香川県東讃保健福祉事務所長

香川県精神保健福祉センター所長

香川県こども・若者の自殺危機対応チーム

香川県子ども政策推進局子ども政策課長

香川県子ども政策推進局子ども家庭課長

香川県子ども女性相談センター所長

香川県西部子ども相談センター所長

香川県危機管理総局くらし安全安心課長

香川県商工労働部労働政策課長

香川県教育委員会義務教育課長

香川県教育委員会高校教育課長

香川県教育委員会特別支援教育課長

香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課長